

令和5年10月1日

介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(浅口市指定 第3372700199号)

当事業所はご契約者に対して第1号通所事業（旧介護予防通所介護相当サービス）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として介護保険の認定又は基本チェックリストの結果の「要支援」及び「事業対象者」と認定された方が対象となります。

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 岡山千鳥福祉会
法人所在地	岡山県岡山市南区千鳥町7番7号
電話番号	086-264-5915
代表者氏名	理事長 八田 高志
設立年月	昭和56年12月16日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定通所介護事業所 平成12年4月1日指定 第一号通所事業 平成30年4月1日指定 指定番号3372700199号 ※当事業所は、特別養護老人ホームホペラハウス鴨方に併設されています。
事業所の目的	ホペラハウス鴨方は、高齢者が人間として、尊厳をもって生きることを保障します。 1. 基本的人権の尊重 2. 民主的経営 3. 社会的自立と生活の質の向上
事業所の名称	ホペラハウス鴨方デイサービスセンター通所介護事業所
事業所の所在地	岡山県浅口市鴨方町地頭上567番地
電話番号	0865-44-6336
事業所長（管理者）	加瀬 忠 幸

当事業所の 運営方針	利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行う。それにより、利用者が社会的孤立感を解消し心身機能の維持ができるよう図る。また、利用者の家族の身体的及び精神的負担が軽減できるよう図る。
開設年月	平成6年4月1日
利用定員	30人

3.事業実施地域及び営業時間

通常の事業の実施地域	浅口市、倉敷市玉島地区、笠岡市（島嶼部を除く）、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町
営業日	毎週月曜日～土曜日 但し毎年1月1日は休日とする
営業時間	毎日 午前8時00分～午後5時00分
サービス提供時間	毎日 午前9時00分～午後4時15分

4.職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して第1号通所事業を提供する職員として、以下の職種
の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	職 員 数
事業所長(管理者)	1名(常勤)
介護職員	4名以上
生活相談員	1名以上(常勤)
看護職員	1名以上
機能訓練指導員	1名以上

〈営業日における主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
管理者	勤務時間 午前8時30分～午後5時30分
生活相談員	勤務時間 午前8時00分～午後5時00分 ☆原則として1名以上の生活相談員が勤務します。
介護職員	勤務時間 午前8時00分～午後5時00分 ☆原則として4名以上の介護職員が勤務します。
看護職員 機能訓練指導員 兼務	勤務時間 午前8時30分～午後4時30分 ☆原則として1名以上の看護職員が勤務します。

5.当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1)介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第5条関係)

<サービスの概要>

食 事	・ 食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。 ・ 食事時間 午前12時～午後1時	
入 浴	温泉浴	一般浴槽にて、温泉入浴の見守り及び介助を行います。
	機械浴	寝たきりでも入浴できる特殊浴槽にて入浴介助を行います。
排 泄	ご契約者の排泄の介助を行います。	
機能訓練	ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。	
送 迎	利用者の自宅から事業所までの往復	

※本年度はサービスの第三者評価は実施しておりません。

<サービス利用料金>(契約書第7条関係)

別紙の料金表によって、ご契約者の要支援及び事業対象者に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。ただし、支給限度額を超えるサービスについては、全額お支払いいただきます。

☆ご契約者がまだ要支援及び要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。ただし、暫定プランでの利用後に自立と判定された場合、既に提供されたサービスのご利用料金は、認定結果が判明するまでの、要支援1の場合の金額を基準とした日割計算額となり、介護保険内サービスについては全額自己負担となります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

(2)介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第6条、第7条関係)

以下のサービスは、利用料金の全額をご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

<p>1.通常の事業実施地域外への送迎</p> <p>通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、当該地域を越える地点からお住まいまでの間の距離により送迎実費をいただきます。</p>	<p>通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1kmごとに12円。※通常の事業の実施地域 浅口市、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町、笠岡市（島嶼部を除く）、倉敷市玉島地区</p>
<p>2.時間延長サービス</p> <p>ご契約者の希望により介護報酬設定上通常の時間を超えてご利用される場合に、延長料金をいただきます。</p>	<p>30分以内 600円 以後30分増す毎に600円追加料金を頂きます。</p>
<p>3.食費</p> <p>食材料費 + 調理費の徴収</p>	<p>食費(1食につき) 650円 おやつ代を含む</p>
<p>4.レクリエーション、クラブ活動</p> <p>ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。</p>	<p>利用料金 材料代等の実費をいただきます。</p>
<p>5.日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。</p>	

(3)利用料金のお支払方法(契約書第7条参照)

前記(1)～(2)の料金・費用は、サービス利用終了後1ヵ月ごとにお支払いください。

(4)利用の中止、変更(契約書第8条参照)

<第1号通所事業利用者>

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、第1号通所事業の利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。
- 第1号通所事業をご利用の方に限り、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消し料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

なお、当日の利用中止の場合は**午前8時まで**に電話連絡ください。

利用予定日の前日までに申出があった場合	無料
---------------------	----

利用予定日の前日までに申出がなかった場合	当日の食費（全額）
----------------------	-----------

- サービス利用の変更の申出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- 利用日当日にお迎えに伺った際、ご契約者の体調が明らかに不良と判断される場合は、ご利用を中止させていただく場合があります。

6. 苦情の受付について(契約書第 19 条関係)

(1) 当事業所における苦情の受付

苦情受付窓口	生活相談員 岡田 幸美
受付時間	毎週月曜日～土曜日 午前 8 時 00 分～午後 5 時 00 分
電話番号	0 8 6 5 - 4 4 - 6 3 3 6

※また、苦情ボックスを設置します。

※ご利用者からの苦情を講ずる措置の概要は別紙参照

※ご不明な点は、いつでもおたずねください。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

浅口市健康福祉部 高齢者支援課	所在地 電話番号 受付時間	浅口市鴨方町鴨方 2244-26 0865-44-7113 FAX 0865-44-7110 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
里庄町役場 健康福祉課	所在地 電話番号 受付時間	浅口郡里庄町大字里見 1107-2 0865-64-7211 FAX 0865-64-7236 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
矢掛町役場 福祉介護課	所在地 電話番号 受付時間	小田郡矢掛町矢掛 3018 0866-82-1026 FAX 0866-82-1454 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
笠岡市役所 健康福祉部長寿支援課	所在地 電話番号 受付時間	笠岡市中央町 1-1 0865-69-2139 FAX 0865-69-2180 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
倉敷市 介護保険課	所在地 電話番号 受付時間	倉敷市西中新田 640 086-426-3343 FAX 086-421-4417 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
玉島支所 玉島保健福祉センター 国保介護課	所在地 電話番号 受付時間	倉敷市玉島阿賀崎 1-1-1 086-522-8185 FAX 086-522-8144 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
岡山県運営適正化委員会	所在地 電話番号	岡山市北区南方 2 丁目 13-1 086-226-9400 FAX 086-226-9400

	受付時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時
岡山県国民健康保険団体連合会	所在地	岡山市北区桑田町 17 番 5 号
	電話番号	086-223-8811 FAX 086-223-9105
	受付時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時

7. サービス提供における事業者の義務(契約書第 10 条、11 条参照)

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保存するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤ サービス提供をする上でご契約者及びご家族の個人情報を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。また、退職後であっても同様とします。(守秘義務)

ただし、緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、契約者及びその家族等の個人情報を用いません。

8. サービスの利用に関する留意事項

施設・設備の使用上の注意(契約書第 12 条参照)

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- 当事業所の食事サービス品の持ち帰りはできません。また、お金や食品等は、持ち込まないでください。
- 送迎中の買い物や寄り道はお断りしています。

(1) 喫煙・飲酒

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。また、事業所内で飲酒はできません。

9. 事故発生時の対応について

当事業所において、ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は市町村、ご家族、ご契約者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

(1) 緊急時における対処方法

第1号通所事業の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じます。

(2) 非常災害対策

事業所は、非常災害に際して必要な具体的計画を策定するとともに、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期すものとする。

10.損害賠償について(契約書第13条、第14条参照)

当事業所において、事業所の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

11.サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要支援及び事業対象者の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約はさらに同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業者との契約は終了します。(契約書第15条参照) また、契約終了後も業務上知り得たご利用者又はその家族の秘密は、正当な理由なく漏洩しません。またたとえ退職後であっても同様といたします。

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書第16条、第17条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解除することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに申し出るように努めるものとします。

ただし、次の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③契約者が死亡した場合
- ④ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める第1号通所事業サービスを実施しない場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑧他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合
- ⑨要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第18条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむをえない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ⑥当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

(3) 契約の終了に伴う援助(契約書第15条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

令和 年 月 日

私は、第1号通所事業の提供開始に際し、介護予防・日常生活支援総合事業「第1号通所事業重要事項説明書」の説明を行いました。

説明者職名：生活相談員 説明者氏名： _____ 印

私は、事業者から第1号通所事業についての介護予防・日常生活支援総合事業「第1号通所事業重要事項説明書」の説明を受け、第1号通所事業の提供開始に同意いたしました。

利用者住所： _____

利用者氏名： _____ 印

代理人住所： _____

代理人氏名： _____ 印

_____ (続柄： _____)